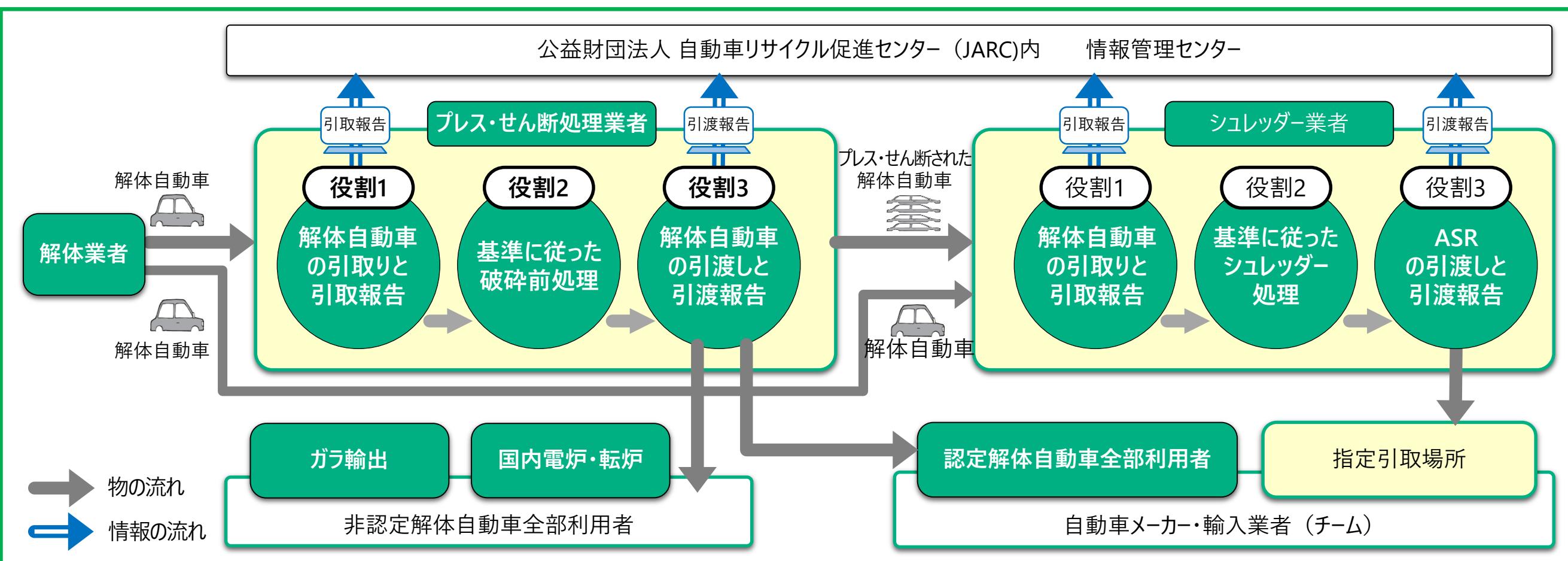


このガイドは、プレス・せん断処理業者の処理・実務の流れに沿って、必要な情報（5つの役割）をまとめたものです。
各項目に表示した二次元コードから詳しい説明を見ることができます。

【プレス・せん断処理業者用】

自動車リサイクル 破砕業者の役割

- ◆ 解体自動車の破砕及び破砕前処理（プレス・せん断）は、自動車リサイクル法を守って実施する必要があります。無許可でプレス・せん断処理をしてはいけません。自動車リサイクル法に違反すると、懲役や罰金などの罰則があります。〔法第8章〕
- ◆ 解体自動車のプレス・せん断処理を行うためには、自治体による破砕業の許可が必要です。〔法第3章第4節〕



[お知らせ](#)

[移動報告の方法を知りたい](#)

[わからないことを調べたい](#)

[架装物がリサイクル料金に含まれているか確認したい](#)

・次ページは、プレス・せん断処理業者の実務の説明です。
シュレッダー業者の説明は、[こちら](#)をご覧ください。



自動車リサイクル 破砕業者<プレス・せん断処理業者>の実務 (推奨手順)

引渡先ごとの引渡方法と処理の流れ (簡易版)

役割1 [法第17条、法第81条第10項]

1. 車を引き取り、車台番号を確認する。

引き取った車を確認する



2. 移動報告担当者は、引取報告をする。
(引き取った日から3日以内)

役割2 [法第18条第1項]

3. 基準に従ってプレス・せん断処理をする。

***ごみや他の車台の部品等の
異物を混入しないこと
〔施行規則第14条〕**

役割3 [法第18条第2項、 法第81条第11項]

4. プレス・せん断処理後の解体自動車を
次工程に引き渡す。

5. 移動報告担当者は、引渡報告をする。
(引渡した日から3日以内)

*** 役割1から役割3までは30日以内に実施**
〔施行規則第106条第1項〕

パターン1：シュレッダー業者に引き渡す



解体業者

- ・適正処理
- ・解体処理



プレス・せん断処理業者

- ・プレス・せん断処理
- ①トラック積載
- ②車台数確認、引渡報告
- ③運搬



シュレッダー業者

- ・シュレッディング



パターン2：非認定解体自動車全部利用者に渡す



解体業者

- ・適正処理
- ・解体処理



プレス・せん断処理業者

- ・プレス・せん断処理
- ①トラック積載
- ②車台数確認、引渡報告
- ③運搬
- ④書面保管



非認定解体自動車全部利用者

- ・国内の電炉・転炉
または
- ・ガラ輸出



パターン3：認定解体自動車全部利用者に渡す

***メーカーとの契約がある場合のみ**



解体業者

- ・適正処理
- ・精緻な解体処理



プレス・せん断処理業者

- ・プレス・せん断処理
- ①トラック積載
- ②車台確認、車台一覧印刷
- ③運搬
- ④書面の授受
- ⑤引渡報告



認定解体自動車全部利用者

- ・国内の電炉・転炉

